時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

第三千百九十三號
明治廿四年十一月廿二日日曜日
舊曆辛卯十月廿一日（壬子）
日出午前六時二十五分　日入午後四時二十九分
月出午後十時二十分　月入午後零時
滿潮午前九時十八分　午後九時四十三分
（西曆一千八百九十一年）

帝國議會の議事筆記

第二期の帝國議會はいよ〳〵本日を以て召集せられ開院式の翌日即ち來る廿七日よりは議事を公開して復た政論の花を咲す事ならん依て本社は兼てより種々の準備をなし其開會中は殊に紙數を二頁乃至四頁を增して詳細精確なる議事筆記を掲載し又簡潔なる議事の批評をも登錄し配達は特に神速ならしむるの用意夙に全く整へり故に議事公開の當日より時事新報の紙面には詳密なる議會の記事續出し讀者をして坐ながら日々議場に出入するの思ひあらしむるのみならず議院外の出來事に就ても一層探訪を迅速にして記事を精細にす可し
明治廿四年十一月　時事新報社

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月曜日休刊
○時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵稅料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信員あるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるもの尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

議場の體裁に就て一言す

第二期の國會も近日愈々開場するよし前期の議場は不慣の事とて議事表決の際など混雜も少なからざりしが今年は經驗も積みたることなれば斯る不體裁もなきことならん元來議場の整理は議長の任にして規則に由りて行ふものなりと雖も國會は一國代議士の集會場にして自から體面の存するものなれば規則の制限を待たず銘々の普通心に訴へて人々自から整理するの心得なかる可らず左れば之に就て云々するは近頃大人氣なきに似たれども共體面の爲めに聊か心付たる一二の注意を云はんに昨年議決の議院規則に議員の議席は毎會期に之を定め各席に番號を付すとありて各議員は抽籤の番號に隨て席に就きたれども表決の場合には却て之が爲めに混雜を生じたること每度なるが如し番號を以て議席を定めたるは如何なる理由あるや知る可らずと雖も西洋諸國の例に從へば議員の席は何れも黨派別にして彼の獨逸の國會の如きも亦此例に由るものあり年來の習慣にして不都合なきのみならず實際の點より見るに議事の決議は多數に由るとは云ふもの〻議員中に意見を同ふし進退を共にする團體あるは各國共に免れざる所にして即ち黨派の區別ゐれなり既に黨派の別ある以上は其一派の者は幾十名幾百名の人數ありと雖も意見進退は悉く同一にして重要の問題に就ては一二人の發議討論あれは其他は一言を費さずして之に賛成するものあれば其各團體を一纒として席を分つときは議事の上に於て諸種の便宜少なからざる中にも特に表決の場合などには好都合なる可し如何となれば各派の人數の多少は前以て分明なるが故に表決の際に故らに滿場の人數を算して時に混雜を生じ爲めに無益の手間を取るが如き不便少なければなり然るに我國にては黨派の區別あるにも拘はらず議場の席を番號にて定めたるが故に議員の坐次は參差交互して敵味方の分ちなく起立の場合などには其混雜一方ならずして可否の數分明ならざるが爲めに屢ば點呼を催はす等の事あり體裁に於ても可ならざるのみならず實際の不便も少なからざるが如し議院內には黨派の分裂を許さずとあれば夫迄の事なれども既に實際に於て其區別ある以上は自然の區別に從て議席を分ち例へば議場を折半して政府黨反對黨の二とするか或は佛國の例の如くにして自由黨、改進黨、大成派など別々に席を分つも可なり何れにしても黨派の別に從て議席を定むる方實際の便宜なる可し又政府委員の席の如き何れに置ても妨なきことなれども既に議員の席を黨派にて分つときは委員の席も矢張り政府黨の首坐に置きて自から反對黨と相對せしむる方、體裁に於て可なるが如し其實際の細目は何れとしても我輩は唯議場の議席を黨派に由りて區別するの便宜を主張するものなり次に云ふ可きは議場に於ける議員相互の言辭にして昨年の定めにては議員の稱呼の如きも姓名なり番號なり人々の便宜に任ずることにして其邊は何れにても實際に差支はなけれども凡そ議院の如き體面を貴ぶ場所に於ては其言辭も自から鄭重の意味を存して相互に敬重するの禮なかる可らず英國の國會などにては世人の知る如く議員相互の稱呼に爵號あるものは其爵名を呼び武官にはヲエヤントオフヰサーと云ひ又普通の人にはオノレーブル メンバーと稱し或は其名を唱ふるには何州何區撰出の議員何君と云ふが如き東西言辭の相違もある可しと雖も自から其中に敬重の意味あるを見る可し何番と云ひ何君と云ふも敢て差支はなけれども番號を以て人を呼ぶは餘り體裁の宜しきものに非ず又何々君とて單に姓のみを唱ふるも普通の見解に於ては自から敬重の意を失ふて之に續て發する所の言語も亦自から然らざるを得ず例へば世間普通の辭に人を呼んで君とすれば自からは僕と稱し隨て何々し給へ云々す可しなどの言語の之に伴ふが如きものにして體面を鄭重にする議院內の稱呼としては不似合なりと云ふ可し普通の交際に於ても言辭の使用法は忽にす可からず况して議場討論の場合などには辭の如何に由りて體裁を損するみど多し一たび例を爲すときは後に至りて改むるに容易ならざるものなれば其事は微なりと雖も大に審めざる可らず我輩は議場の稱呼言語に就ても當局者の注意工風を求むるの必要を見るものなり

官報

○文部省令第十九號
明治二十三年十月勅令第二百十五號小學校令第五十五條ニ基キ小學校教員檢定等ニ關スル規則ヲ定ムルコト左ノ如シ
明治二十四年十一月十七日　文部大臣伯爵大木喬任

小學校教員檢定等ニ關スル規則

第一章　府縣ニ於ケル檢定等

第一條　小學校教員檢定委員ハ府縣官吏尋常師範學校長及教員ヲ以テ組織シ府縣知事之ヲ命スヘシ
府縣知事ハ檢定委員中ニ就キ委員長ヲ命スヘシ
第二條　小學校教員檢定委員ハ此規則ニ依リ檢定ヲ行ヒ委員長ヨリ其成績ヲ府縣知事ニ具申スヘシ
第三條　府縣知事ハ前條ノ具申ニ依リ合格ト認ムル者ニ相當ノ免許狀ヲ授與スヘシ但第七條第七款ニ該當スル者ニ正教員免許狀ヲ授與スル場合ニハ豫メ文部大臣ノ認可ヲ經ヘシ
第四條　正教員ノ檢定ヲ請フ者ハ左ノ資格ヲ具フルコトヲ要ス
一　准教員ノ免許狀ヲ有シ一箇年以上公立小學校教員ノ職ニ在リシコト但第七條第七款ニ該當スル者ハ此限ニ在ラス
二　年齡男子ハ二十年以上女子ハ十八年以上
三　身體健全
四　品行方正
第五條　准教員ノ檢定ヲ請フ者ハ左ノ資格ヲ具フルコトヲ要ス
一　年齡男子ハ十七年以上女子ハ十五年以上
二　身體健全
三　品行方正
第六條　檢定ハ之ヲ別チテ左ノ二種トス
甲種　認定
乙種　試驗
第七條　甲種ノ檢定ハ左ニ掲クル者ニ限リ之ヲ行フモノトシ第九條乃至第十二條ニ掲クル科目及其程度ヲ參照シテ其學力及經歷ヲ調査スルモノトス但尋常小學校專科教員ニ關スル檢定ハ之ヲ行ハス
一　高等師範學校女子高等師範學校又ハ尋常師範學校卒業生
二　他ノ府縣ニ於テ小學校教員免許狀ヲ受得シタル者
三　文部省直轄學校ニ於テ其科目ニ關シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケタル卒業生
四　尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員免許狀ヲ有スル者
五　從前ノ成規ニ依リ小學校教員免許狀又ハ小學師範學科卒業證書ヲ受得シタル者
六　准教員ノ免許狀ヲ有スル者ニシテ其有效期限滿チタル者
七　其他學力品行等ニ關シ府縣知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者
第八條　乙種ノ檢定ハ學力ノ試驗ヲ行フモノトス但尋常小學校專科教員ニ關スル檢定ハ之ヲ行ハス
第九條　尋常小學校本科正教員ノ試驗科目及其程度ハ左ノ如シ但圖畫、音樂、體操ノ一科目若クハ數科目ハ當分之ヲ缺クコトヲ得又裁縫ハ女子ニ限ル
倫理　人倫道德ノ要旨
教育　教授ノ原理學校管理ノ方法及實地授業
國語　尋常師範學校ノ程度ニ準ス
算術　尋常師範學校ノ程度ニ準ス
地理　日本地理外國地理ノ大要
歷史　日本歷史ノ大要
習字　楷書行書草書
圖畫　自在畫法ノ大要
音樂　單音唱歌及樂器用法ノ大要
體操　普通體操及兵式體操（男子ニ限ル）
裁縫　通常衣服ノ縫方裁方
尋常小學校本科准教員ノ試驗科目ハ前項ニ關シ其程度ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ
第十條　高等小學校本科男教員ノ試驗科目ハ倫理、教育、國語、漢文、數學、簿記、地理、歷史、博物、物理、化學、習字、圖畫、音樂及體操トス但圖畫、音樂、體操ノ一科目若クハ數科目ハ當分之ヲ缺クコトヲ得
前項各科目ノ程度ハ正教員ニ關シテハ尋常師範學校ノ程度ニ準ス准教員ニ關シテハ府縣知事之ヲ定ムヘシ
第十一條　高等小學校本科女教員ノ試驗科目ハ倫理、教育、國語、數學、地理、歷史、理科、家事、習字、圖畫、音樂、裁縫及體操トス但圖畫、音樂、體操ノ一科目若クハ數科目ハ當分之ヲ缺クコトヲ得
前項各科目ノ程度ハ正教員ニ關シテハ尋常師範學校ノ程度ニ準ス准教員ニ關シテハ府縣知事之ヲ定ムヘシ
第十二條　高等小學校專科教員ノ試驗科目ハ圖畫、音樂、體操、家事、手工、農業、商業、外國語ノ一科目若クハ數科目トス但何レノ科目ニ關シテモ授業法ヲ附帶シテ試驗ヲ行フモノトス
前項各科目ノ程度ハ正教員ニ關シテハ尋常師範學校ニ於ケル程度ト同等以上トス准教員ニ關シテハ府縣知事之ヲ定ムヘシ
專科正教員ニ就キテハ圖畫習字及算術ニ關シ普通ノ學力ヲ有スル者ニ非サレハ試驗ヲ行ハス
第十三條　左ニ掲クル者ニシテ乙種ノ檢定ヲ請フ者ハ其學力ヲ第九條乃至第十二條ニ掲クル科目及其程度ニ對照シ同等以上ト認ムルトキハ其一科目若クハ數科目ノ試驗ヲ缺クコトヲ得
一　他ノ府縣ニ於テ小學校教員免許狀ヲ受得シタル者
二　文部省直轄學校ニ於テ其科目ニ關シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケタル卒業生
三　尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員免許狀ヲ有スル者
四　從前ノ成規ニ依リ授與シタル小學校教員免許狀又ハ小學師範學科卒業證書ヲ有スル者
五　准教員ノ免許狀ヲ有スル者ニシ……
六　中學校卒業生
七　文部大臣ニ於テ尋常中學校ノ學……ノ卒業生
第十四條　正教員ノ免許狀ハ其府縣限……
准教員ノ免許狀ハ其府縣限リ有效ト……府縣知事之ヲ定ムヘシ
第十五條　府縣知事ハ小學校教員免許……ル者アル都度其氏名等ヲ之ニ登錄ス……
府縣知事ハ前項ノ登錄ヲ了リタルト……
第十六條　小學校教員免許狀ヲ有スル……狀ヲ褫奪セラルヘキ教員ト同樣ノ行……觀寄スヘシ此場合ニ於テハ其族籍氏……スヘシ
第十七條　府縣知事ハ檢定ヲ請フ者ヨ……數料ヲ納メシムルコトヲ得
第十八條　免許狀ノ書式ハ左ノ如シ但……ヲ定ムヘシ

師範學校卒業生ニ與フル……
小學校教員免許狀
何學校本……
右ハ何府縣內ニ於テ小學校本科……
年　月　日
番號

師範學校卒業生ニ非サル者……
小學校教員免許狀
何科目、何科目、
何科目、、、
右ハ前記ノ科目ニ就キ檢定シ何府……本科（專科）正教員タルコトヲ免許……
年　月　日
番號

第十九條　本科教員免許狀ヲ有シテ圖畫、外國語ノ一科目若クハ數科目ナ……ヲ得ルモノトス
第二十條　此規則ニ關スル細則ハ府縣……

第二章　文部省ニ於ケル檢定等

第二十一條　左ニ掲クル者ハ府縣知事……文部大臣之ヲ檢定シテ小學校教員普……
一　小學校正教員免許狀又ハ從前ノ……ハ小學師範學科卒業證書ヲ受得シ……在リテ品行方正ニシテ學術及授業……
二　高等師範學校又ハ女子高等師範……校教員ノ職ニ在リシ者
三　文部省直轄諸學校ニ於テ某科目……ヲ受ケタル卒業生ニシテ一箇年以……
第二十二條　小學校教員普通免許狀ハ全國ニ通シ……
第二十二條　第十六條及第十九條ノ規……ル者ニ關シ之ヲ適用ス
第二十三條　小學校教員普通免許狀ノ……
本科正教員ニ與フルモノ
小學校教員普通免……
右ハ全國ニ於テ小學校本科正教員……
年　月　日
番號
專科正教員ニ與フルモノ
小學校教員普通免……
何科目、何科目、……
何科目、、、
右ハ前記ノ科目ニ就キ檢定シ全國……コトヲ免許ス
年　月　日
番號

文部省令第十九號參照
勅令第二百十五號小學校令（明治二……
第五十五條　小學校教員免許狀ヲ授……檢定ハ府縣ニ小學校教員檢定委員……教員ノ檢定ハ文部省ニ於テ之ヲ施……檢定委員ノ組織權限檢定ノ科目及……檢查等ニ關スル規則ハ文部大臣之……

雜報

○昨日の勅令　昨日勅令第二……員令中改正の件、同第二百三……令中改正の件を發布したり
○實業者稍や議會に注目する……府より提出する議案の內容……